

「変更通知の内容確認」ガイドライン（2009年度適用）

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、認定・審査調整委員会がプログラムからの変更通知および関連資料に基づいて審議した結果、変更時審査の実施を決定しなかった場合に、認定継続審査または中間審査の審査チームに変更内容の調査・確認を依頼する時の具体的な手順を示すものである。

2. JABEEにおける準備

(1) 審査チームへの依頼内容の決定

認定・審査調整委員会は、変更時審査の実施を決定しなかった場合には、次に従って審査チームへの依頼内容を決定する。

① 変更時審査の要・不要を判断できなかった場合

本来の認定継続審査または中間審査とは別に、変更時審査の要否を決定するために必要な調査・確認を依頼する。

② 変更時審査を行わないことに決定した場合

i) 変更前後のプログラムが併存する場合の認定継続審査チームへの依頼

- a. 変更通知記載内容の確認
- b. 変更に関わる特定の事項の調査・確認、および関連する基準項目の「根拠・指摘事項」欄へのコメントの記入 [該当する事項、基準項目がある場合に限る]

ii) 変更前後のプログラムが併存する場合の中間審査チームへの依頼

- a. 変更通知記載内容の確認
- b. 変更に関わる特定の事項の調査・確認、および関連する基準項目の「根拠・指摘事項」欄へのコメントの記入 [該当する事項、基準項目がある場合に限る]
- c. 変更に関わり認定・審査調整委員会が必要と判断した追加審査項目の審査（判定は行わず「根拠・指摘事項」に記入するだけの場合を含む） [追加審査項目がある場合に限る]
- d. 変更に関わり審査チームが重要と判断した事項の報告、および関連する基準項目の「根拠・指摘事項」欄へのコメントの記入

iii) 履修生全員が変更後のプログラムを履修している場合の認定継続審査チームへの依頼

- a. 変更後プログラムの審査
- b. 変更に関わる特定の事項の調査・確認 [該当する事項がある場合に限る]

iv) 履修生全員が変更後のプログラムを履修している場合の中間審査チームへの依頼

- a. 前回審査の結果指定された審査項目についての変更後プログラムの審査
- b. 変更に関わる特定の事項の調査・確認、および関連する基準項目の「根拠・指摘事項」欄へのコメントの記入 [該当する事項、基準項目がある場合に限る]
- c. 変更に関わり認定・審査調整委員会が必要と判断した追加審査項目の審査（判定は行わず「根拠・指摘事項」に記入するだけの場合を含む） [追加審査項目がある場合に限る]
- d. 変更に関わり審査チームが重要と判断した事項の報告、および関連する基準項目

目の「根拠・指摘事項」欄へのコメントの記入

(2) プログラムへの回答

認定・審査調整委員会は、前項で決定した内容をプログラムに回答する。回答書では、あわせて審査チームの調査・確認への対応を要請するほか、以下を付記する。

- ① 審査チームに変更時審査の要否の調査・確認を依頼した場合：審査チームの報告をもとに変更時審査の要・不要を再度審議すること
- ② 変更時審査を不要とした場合：審査チームの調査・確認結果によって変更時審査を実施する場合があること

(3) 審査チームへの依頼

認定・審査調整委員会は、当該プログラムの審査チームが決定したら、審査チームの審査長に、変更通知および変更通知への回答書の写しを送付し、(1)項で決定した調査・確認を依頼する。

3. 調査・確認の「基本的な視点」

- (1) 変更により学習・教育目標の水準、あるいは達成度の水準の低下はないか？
- (2) 変更により、育成する能力の専門性、方向性等が大幅に変化しないか？
- (3) 変更内容について必要な公開・開示が行われ、教員と学生に周知・徹底されているか？

4. 審査チームによる調査・確認の進め方

依頼を受けた審査チームの審査長は、プログラム点検書・審査報告書とは別途、調査・確認結果を認定・審査調整委員会および分野別審査委員会に報告する。また、認定・審査調整委員会から追加審査項目が指定された場合や、審査チームが必要と判断した場合は、該当項目の判定あるいは「根拠・指摘事項」への記入を行う。

なお、認定・審査調整委員会が変更時審査を不要とした場合も、審査チームが調査・確認の結果変更時審査を必要と判断した場合は、認定・審査調整委員会および分野別審査委員会に提案することができる。

審査チームによる調査・確認の具体的な進め方を以下に例示する。

(1) 事前審査段階において、次のことを行う。

- a. 変更時審査の要否の調査を依頼された場合は、上記の「基本的な視点」を念頭に自己点検書の内容を確認し、必要に応じて補足説明や資料を当該プログラムに依頼する。
- b. 認定・審査調整委員会から調査・確認を依頼された事項、あるいは認定・審査調整委員会が追加した審査項目がある場合は、それらに関して必要があれば補足説明や資料を当該プログラムに依頼する。

(2) 実地審査において、次のことを行う。

- a. 事前審査段階で把握した変更内容の事実確認を行う。
- b. 変更時審査の要否の調査・確認を依頼された場合は、変更後のプログラムが変更

前のプログラムを継承するものであるか否かを「基本的な視点」から調査・確認する。

- c. 認定・審査調整委員会から調査・確認を依頼された事項、あるいは認定・審査調整委員会が追加した審査項目がある場合は、それらについて調査・確認を行うほか、プログラム点検書・審査報告書への判定結果やコメントの記入を行う。
- d. 変更前のプログラムの対象の学生（変更初年度に2年次以上の学生、およびその留年生）および変更後の学生に対して実施しようとしている修了生名簿管理の方法が適切かどうかを確認する。

(3) 実地審査後、次のことを行う。

- a. 審査長は、調査・確認した結果および意見を、プログラム点検書・審査報告書とは別途、認定・審査調整委員長（JABEE 事務局依頼メールへの返信）および分野別審査委員長（審査チーム派遣機関気付）に報告する。
- b. 調査・確認依頼事項に関連した、あるいは審査チームの判断によるコメントの記入や、認定・審査調整委員会が追加した審査項目の判定結果やコメントを記入したプログラム点検書・審査報告書は、通常のスケジュールに沿って分野別審査委員会に提出する。

5. 調査・確認後の JABEE の対応

審査長の報告および審査報告書により認定・審査調整委員会において次のことを行う。

- a. 審査チームに変更時審査の要否の調査・確認を依頼した場合、および審査チームから変更時審査の必要性が指摘された場合は、審査長の報告をもとに再度変更時審査の実施の可否を審議する。その結果、変更時審査あるいは新規審査の実施を決定した場合は当該プログラムおよび分野別審査委員長に通知するとともに、当年審査したプログラムの審議・調整は変更前のプログラムについて進める。
- b. 変更時審査を実施しないことに決した場合は、変更後のプログラムが認定を継承することを念頭に審議・調整を行う。

以上